

「市設屋外広告物掲示板」利用にあたっての注意

- ① 掲示するポスター類は許可印を押印しますので、申請書提出時に本庁舎3階の都市計画課窓口までお持ちください。
※ 無断掲示はおやめください（連絡先等不明の場合は市が撤去します）
- ② 2箇所の掲示板は大きさが異なり、スペースにも限りがあります。余裕のないときはお互いに譲り合い、掲示物をずらして貼るなどの工夫をお願いします。
- ③ 画鋸など掲示に必要な備品は各自でご用意ください（掲示板備え付けの物は予備用です）。なお、セロテープ、ガムテープ、両面テープ、ホッチキス等では構造上掲示ができません。画鋸は屋内掲示の場合よりも多めに打ち、根元までしっかりと刺してください。
- ④ 屋外設置のため、なるべく掲示物の風雨に対する備え（ポスター類のガムテープ等による裏打ち、表面のビニールがけ等）をしてください。
掲示期間中に掲示物が破損・紛失した場合は、再押印しますので、代替のポスター類を窓口にお持ちになり申し出てください。
- ⑤ 掲示期間を守り、期間が過ぎたら速やかに撤去してください（期限後の掲示物は市が撤去することがあります）。
- ⑥ 画鋸類を掲示板に残したままポスター類をはがすのは、他の利用者に迷惑となりますのでおやめください。

A判用紙	
A0 (掲出不可)	841mm×1189mm
A1	594mm×841mm
A2	420mm×594mm
A3	297mm×420mm
A4	210mm×297mm
A5	148mm×210mm
A6	105mm×148mm

B判用紙	
B0 (掲出不可)	1030mm×1456mm
B1 (掲出不可)	728mm×1030mm
B2	515mm×728mm
B3	364mm×515mm
B4	257mm×364mm
B5	182mm×257mm
B6	128mm×182mm